

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害危険箇所の指定及び周知に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 市民の防災活動の促進に関する事項
- 4 調査・研究に関する事項
- 5 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 6 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 9 大雪災害予防に関する事項
- 10 林野火災予防に関する事項
- 11 広域避難の受入に関する事項

第2節 災害危険箇所の指定及び周知に関する計画

1 方針

河川その他土地の状況によって、洪水・土石流・地すべり・山崩れ・がけ崩れ・地震・雪崩・火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、必要な対策及び事前措置を的確に実施するため、危険区域を指定し、これら市民及び防災関係機関への周知徹底を図り、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止する。

2 災害危険箇所の状況

本市の災害危険箇所は、法令に基づくもの、国の通知によるもの及び市長自ら指定するもので次に掲げるものがある。

なお、危険箇所ごとの状況は、資料編 ■災害危険箇所 に示すとおりである。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

三次市においては、令和5年4月現在、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊が2,008箇所、土石流が1,143箇所、地すべりが18箇所の計3,169箇所が指定されている。また、土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊が1,959箇所、土石流は1,090箇所の計3,049箇所が指定されている。

(資料編「資料 2-2-1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表」)

表 三次市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域数

自然現象 の区分	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり	合 計	
	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域		土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
小計	2,008	1,959	1,143	1,090	18	3,169	3,049
旧三次市	615	583	289	267	6	910	850
旧君田村	119	118	98	98	5	222	216
旧布野村	115	113	88	87	3	206	200
旧作木村	303	302	215	205	1	519	507
旧吉舎町	377	374	226	218	0	603	592
旧三良坂町	85	83	41	40	2	128	123
旧三和町	162	156	74	69	0	236	225
旧甲奴町	232	230	112	106	1	345	336

資料：広島県土木建築局砂防課調（令和5年4月1日現在）

(2) 知事の許可が必要な指定地

掘削や立竹木の伐採などを行う場合に県知事の許可が必要な指定地について整理する。

ア 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が30度以上かつ斜面の高さが5メートル以上の箇所のうち、保全対象人家が5戸以上、または5戸未満でも観光所や学校などに危害が生じるおそれのある地区で、一定の行為を制限する必要がある地区について、知事が指定する区域である。

伐採や切土、盛土など法律に定めた行為について県知事の許可が必要になるほか、災害防止のため県が必要に応じて土地所有者等に防災工事の勧告ができる、一定基準を満たす場合に県が急傾斜地崩壊防止工事の施工ができるなどの制限がかかる。

三次市においては、令和5年4月現在、38箇所が指定されている。

表 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

	指定区域数 () 指定回数	戸数 (戸)	面積 (a)
三次市計	38 (41)	450	3,663.50
旧三次市	13 (14)	199	1,314.68
旧君田村	1 (2)	13	175.00
旧布野村	3 (3)	16	182.01
旧作木村	15 (16)	164	1,326.04
旧吉舎町	3 (3)	31	388.89
旧三良坂町	1 (1)	12	75.50
旧甲奴町	2 (2)	15	201.38

注. 広島県砂防課調（令和5年4月1日現在）

資料：「広島県地域防災計画附属資料」（令和5年5月、広島県防災会議）

イ 砂防指定地

砂防法に基づく砂防指定地は、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為の禁止や制限をすべき土地として、国土交通大臣が指定する区域である。

三次市においては、令和5年4月現在、173箇所が指定されている。

表 砂防指定地

	砂防指定地 指定箇所数	砂防指定地 指定箇所(渓流数)	砂防指定地 指定面積(ha)	砂防指定地 指定延長(km)
三次市計	173	135	728.1425	193.5488
旧三次市	61	51	208.4909	63.4040
旧君田村	7	6	65.7866	23.7850
旧布野村	20	14	115.1900	26.1560
旧作木村	30	16	91.3818	27.5630
旧吉舎町	15	13	101.4803	16.6720
旧三良坂町	3	3	2.2777	0.7260
旧三和町	24	20	74.9098	23.3210
旧甲奴町	13	12	68.6254	11.9218

注. 広島県砂防課調（令和5年4月1日現在）

資料：「広島県地域防災計画附属資料」（令和5年5月、広島県防災会議）

基本編 第2章 災害予防計画

ウ 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域は、地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、地すべりを誘発したり助長したりするような行為を制限する必要がある土地や、地すべり防止工事を行う必要がある土地を国土交通大臣や農林水産大臣が指定する区域である。

三次市においては、令和5年4月現在、計4箇所が指定されている。

表 地すべり防止区域

	国土交通省所管 指定区域数 () 指定回数面積	農林水産省所管 指定区域数
三次市計	1 (1) 5.12ha	3 109.44ha
旧君田村	1 (1) 5.12ha	2 64.84ha
旧布野村	—	1 44.6ha

注. 国土交通省所管…広島県砂防課調(令和5年4月1日現在)、農林水産省所管…広島県農業基盤課・森林保全課調(令和5年4月1日現在)

資料:「広島県地域防災計画附属資料」(令和5年5月、広島県防災会議)

(3) 山地災害危険地区

県や森林管理局が山地災害のおそれのある地区を調査した結果を公表している。山地災害危険地区は3種類に区分されており、山腹崩壊による災害が発生するおそれのある地区を「山腹崩壊危険地区」、地すべりによる災害が発生するおそれのある地区を「地すべり危険地区」、山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生するおそれのある地区を「崩壊土砂流出危険地区」としている。

県は、山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等を計画的に実施している。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進している。

三次市において、令和5年4月現在、山地災害危険地区数は下表のとおりである。(資料編「資料2-2-2 山地災害危険地区」)

表 三次市の山地災害危険地区

	民有林	国有林	計
山腹崩壊危険地区	944	9	1,009
崩壊土砂流出危険地区	662	3	664
地すべり危険地区	8	0	8
計	1,614	12	1,681

資料. 広島県森林保全課調(令和5年4月1日現在)

(4) 宅地造成工事規制区域

宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域は、危険な宅地造成に伴う災害防止を規制するために県知事等が指定するものであり、一定条件の宅地造成工事をする場合には県知事の許可が必要である。

三次市においては、A～E の 5 区域、6,738ha が指定（平成 5 年 3 月 1 日施行）されている。

（資料編「資料 2-2-3 宅地造成工事規制区域」）

(5) 災害危険区域

建築基準法第 39 条を根拠として、三次市災害危険区域に関する条例に基づき災害危険区域を指定するものであり、三次市においては、平成 20 年 9 月現在、3 箇所が指定されている。

（資料編「資料 2-2-4 災害危険区域」）

(6) 河川の浸水想定箇所

① 浸水想定区域

三次市を通過する洪水予報河川は、国土交通大臣が指定した「江の川」、「馬洗川」、「西城川」、「神野瀬川」の 4 河川の区域が該当する。また、水位周知河川は、県知事が指定した「西城川」、「馬洗川」、「美波羅川」、「神野瀬川」、「上下川」、「国兼川」、「板木川」、「北溝川」、「布野川」の 9 河川の区域が該当する。

② 重要水防箇所

これらの河川について、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。

③ 重要水防箇所及び危険箇所

市内の重要水防箇所は、国管理区間は 68 箇所、県管理区間は 13 箇所指定されている。

三次市においては、水防法に基づく危険箇所が 82 箇所指定されている。（資料編「資料 2-2-5 水防法に基づく危険箇所一覧」）

④ 対策

内水はん濫の対策として市内に 12 箇所の排水機場等が設置されており、（資料編「資料 2-2-6 市内排水機場等一覧」）内水による住家等の浸水被害の防災・減災に取り組んでいる。また、市が設置した排水機場等については、設置から年数が経過したものについて、緊急性や背後地への影響等考慮しながら、計画的な整備を行い、設備の維持更新に努める。

また、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

(7) 防災重点ため池

本計画における農業用ため池とは、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年法律第17号)第2条に基づき、農業用水の供給の用に供される貯水施設(河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設であるものを除く。)であって、同法施行規則(令和元年農林水産省令第9号)第2条に定める要件に該当する施設とする。

当該農業用ため池のうち、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2年法律第56号)に定める基準に基づき、広島県が指定した農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付けるものとする。

三次市においては、防災重点農業用ため池は617箇所(令和6年3月末現在)が選定されている。(資料編「資料2-2-7 防災重点農業用ため池」)

① 防災重点農業用ため池の定義

決壊した場合の浸水区域(以下「浸水区域」という。)に家屋や公共施設等が存在し、その周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池

② 防災重点農業用ため池指定基準

ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

イ ため池から500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの

ウ 浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの

エ 上記に掲げる要件に該当する農業用ため池に準ずるもので、当該農業用ため池の管理を行う者を確知することができないことや、その他状況からみて、そのため池が決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれが大きいと認めるもの

③ 対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点農業用ため池」について、迅速な避難行動につながるよう県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

県及び市は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで防災工事(農業用ため池の決壊を防止するために実施する工事で、廃止工事を含む)を進める。

(8) 盛土

① 実施責任者

県、市

② 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

③ 対策

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

併せて、県警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

(9) まちづくり

① 実施責任者

県、市

② 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

③ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

3 周知徹底の方法

災害危険個所の周知徹底については、市民にあらゆる機会をとらえ、次の方法により実施する。

(1) 印刷物による広報

ア 「広報みよし」を通じて市民への周知を図る。

イ チラシ・冊子、ハザードマップ（洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ）等により市民への周知を図る。

(2) 防災講演会による周知徹底

各種団体、各事業所、学校等の講演、地域における集会等各種会合或いは防災訓練等の機会を通じて周知を図る。

(3) 光ケーブル網による広報

災害発生のおそれがある場合のほか定期的に、音声告知放送、ケーブルテレビ等の活用により周知を図る。

4 警戒避難体制の状況

災害危険区域における警戒避難体制については、第3章第2節に定めるとおりとする。

第3節 防災施設・設備の新設又は改良計画

1 方針

市及び防災関係機関は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止する。

2 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 雪害予防に関する施設・設備
- (4) 火災予防に関する施設・設備
- (5) 土石流・地すべり・山崩れ・がけ崩れ・ため池等の予防に関する施設・設備
- (6) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (7) 災害時における緊急輸送に必要な施設・設備
- (8) その他の防災に関する施設・設備

3 実施方法

防災施設・設備の新設又は改良については、今後、地域を通じて総合的かつ長期の整備計画を検討することとする。それまでの間は、既存の法令による各種の整備計画に基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は、業務計画にしたがって実施するものとし、必要により市防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

4 その他防災に関する事項

その他の施設について、市長が防災上必要と認める場合は、関係機関に対し施設の改良等を要望する。

第4節 市民等の防災活動の促進に関する計画

1 方針

市は、市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアの活動については、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働し、防災ボランティアが自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 方針

各種の災害についての必要な知識を、市民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時ににおける迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者（市長等防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

(3) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

市は、市民が、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるように促す。それとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には市民が自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めるよう啓発する。また、災害時には、市民が近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるよう、市は防災思想（自助・共助・公助）の普及、徹底を図る。

また、市は、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学、防災士などの専門資格者等と連携して、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行う。

また、コミュニティセンター等の施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防

基本編 第2章 災害予防計画

災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

国、県、市町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

国、県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

ウ 災害教訓の伝承

国等は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(ア) 普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 水道、電力、ガス、電話などの災害時の心得
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- j 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- k 災害情報の正確な入手方法
- l 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- m 出火の防止及び初期消火の心得
- n 自動車運転時の心得
- o 救助・救援に関する事項
- p 安否情報の確認に関する事項
- q 避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- r 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- s 高齢者、障害者（避難行動要支援者）などへの配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策
- v 適切な避難行動の実践に必要な知識
- w 基本的な防災用資機材の操作方法
- x 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識

y 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

z その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 啓発方法

a 防災に関する研修会・講習会等の開催による普及啓発

市職員等防災関係機関の職員を対象として防災関係法令の研究・消防・水防・火災予防・その他防災知識の周知のため研修会・講習会を開催する。

b 広報車等による普及啓発

危険地域又は予想される状況に応じ、広報車による巡回放送やケーブルテレビ（音声告知放送）等による放送等を行う。

c 広報紙等による普及啓発

毎月発行の「広報みよし」やインターネット等により防災知識の普及を図るほか、特に危険な地域又は危険を予想される地域については、チラシ等の印刷物を配付して防災思想を高める。

d 映画、スライド等による普及啓発

e 学校教育を通じての児童・生徒に対する普及啓発

小中学校において、避難訓練に加えて気象等の基礎知識の学習による防災教育の徹底を図る。

f 社会教育・地域活動を通じての普及啓発

g 出前講座による普及啓発

h その他時宜に即した方法による普及啓発

火災予防運動・防災の日等の行事を通じ、国又は県の計画等に基づく看板、印刷物、報道機関の協力等によって防災知識の普及を図る。

i 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

(4) 実施要領

対象	内容	実施担当
市職員	1 防災研修会、講習会の開催 2 防災のてびき等の作成・配布	危機管理課 備北地区消防組合 三次消防署 (以下「消防署」という。)
市民	1 防災教室（集合・巡回）の開催 (1) パネル展示・チラシ配布による知識の普及 (2) 消火実験の実施 (3) 映写会（映画・ビデオ・スライド）の開催	危機管理課 支所 農政課 土木課 消防署 消防団
	2 地区防災研修会、講習会等の開催 (1) 支所単位、地域単位の代表者を対象としたもの (2) 災害危険区域等特定地区住民を対象としたもの	
	3 市の広報紙等による防災知識の普及 (1) 広報紙「広報みよし」の利用によるもの (2) テレビ及びラジオ広報番組、並びにニューメディアの利用によるもの (3) 報道機関の利用によるもの	秘書広報課 危機管理課 支所 消防署
	4 各種防災運動、行事の実施によるもの (1) 火災予防運動・防災週間における各種行事・がけ崩れ予防運動等の実施	危機管理課 支所 農政課

基本編 第2章 災害予防計画

対象	内容	実施担当
	(2) 防災キャンペーン等の実施 (3) その他	土木課 消防署 消防団
児童生徒	1 防災副読本等の作成・配布 2 防災訓練・講演会の実施	危機管理課, 支所 消防署, 消防団

備考：実施時期については、台風・梅雨等、集中豪雨及び降雪季等、時宜をとらえて行う。

3 防災訓練

(1) 方針

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとする。

市及び県は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項及び実施方法

次の訓練を関係機関及び市民の協力のもとに、最も効果のある時期・場所・参加団体等を決定して実施する。

ア 総合防災訓練

市防災会議は、関係機関、他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者及び市民の協力の下に防災に関する各種訓練を総合的に実施する。

イ 警戒避難訓練

市長、教育長及び病院、劇場等多数の者を収容する施設の管理者は、市地域防災計画及び各機関の計画に基づいて、市民、消防機関の職員、消防団員、児童生徒等の参加の下に、災害の警戒・避難・避難所の開設等の訓練を実施する。

ウ 動員配備・情報伝達訓練

市、消防機関の職員及び消防団員並びに防災関係機関は、それぞれの計画及び要領に基づいて、災害対策要員の動員配備、非常召集、気象・災害情報の収集伝達等の訓練を、県・警察署・N T T等の協力を得て実施する。

エ 水防訓練

本市水防計画に基づいて、水防工法等必要な訓練を実施する。

オ 消防訓練

本市消防計画に基づいて、要員の非常召集、消火等必要な訓練を実施する。

カ その他

その他、防災に必要な訓練を実施する。

4 消防団への入団促進

(1) 方針

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、

市民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図る。

(2) 実施責任者

災害予防責任者（市）

(3) 実施内容

消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

- ア 三次市職員及び公共的団体職員の入団促進
- イ 消防職団員OB、女性及び学生等の入団促進
- ウ 機能別消防団員制度の確立
- エ 消防団員の活動環境の整備
- オ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、地域の状況に応じて地区防災計画の作成を支援する。

6 自主防災組織の育成、指導

(1) 方針

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、市民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進する。

(2) 実施責任者

ア 市長

災対法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

イ その他の災害予防責任者

市が行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施事項

ア 自主防災組織の活動の促進

a 自主防災組織は、地域単位、学区単位に設立し、全市の連合体を結成する。

自主防災組織は平成26年3月に市内全19地区で設立済みであり、世帯カバー率は100%である。（資料編「資料2-4-1 三次市自主防災組織」）

[実施担当：危機管理課、消防署]

協力担当：支所、消防団、市関係部局

b 実践活動の促進

実践活動が迅速かつ適切に対処できる防災行動力を身につけるため、住民自治組織と連携して指導の強化を図る。

c 自主防災組織の編成及び役割

本部・班	平常時の活動	災害時の活動
本 部	組織の総括及び運営指導 防災訓練の実施	防災関係の機関との連絡調整 各班の調整・指導
情報連絡班	防災知識の普及高揚	情報の収集伝達
応急活動班	火災予防、その他の災害予防	初期消火等災害の初期対応 救出救護活動 給食給水や救援物資の配給への協力
避難誘導班	避難計画の作成	避難誘導 避難行動要支援者の避難支援

d 防災知識等の普及・啓発

災害の発生時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知するため、「防災のてびき」、「洪水ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」、各種パンフレット等を活用した、リーダー研修会、懇談会、防災に関する講習会・講演会及び地域における防災フェア等の各種行事を通じて、普及・啓発に努める。

e 自主防災活動の強化

災害による被害を最小限度にとどめるためには、災害直後の市民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

そのため、救出・救急救護活動のための最低限必要な防災資器材を整備し、それを活用した実践的な訓練を指導する。

また、自主防災組織が管理する倉庫について、備品台帳などにより防災用備品の点検・保守管理を行う。

イ 幼年・少年消防クラブ及び女性消防クラブの育成指導

現在結成されているこれらのクラブの、より一層の育成指導に努める。

ウ 消防団の充実・強化

消防団については、火災の消火・救助活動や、地域の防災活動のリーダーとしての役割に対する期待は大きいものがあり、施設・装備の充実、青年層・女性層の、団員への参加促進等により、消防団の活性化の推進を図る。また、地域と一体となった防災訓練や各種行事の実施、消防後援会の支援等によって地域との連携を強化する。

エ 県の協力・支援

県は、市の行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

7 ボランティア活動の環境整備

(1) 方針

平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努める。

(2) 実施責任者

市、三次市社会福祉協議会

(3) 実施内容

ア 市は、平常時から地域団体及びボランティア関係団体等（以下「ボランティア団体等」という。）の活動の支援を図るとともに、ボランティア団体等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るものとする。また、県とともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

エ 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ 市は、社会福祉協議会、ボランティア団体等及びNPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やボランティア団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

カ 三次市社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

キ 三次市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市はそれを支援する。

ク 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、市、三次市社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「三次市被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

(4) 各種ボランティア団体

ア ボランティア登録団体

本市では社会福祉協議会が実施しているボランティア保険に53団体、1,816人が登録している。（令和6年3月末現在）。

イ 三次市被災者生活サポートボラネット

市は、社会福祉協議会を事務局に設置している「三次市被災者生活サポートボラネット」へ参画し、関係団体と、災害に備えた協働の取組みや情報交換を行い、被災者支援や連携した活動できる体制づくりを行っている。

ウ 女性会

市内には、13の女性会が組織されており、男女共同参画による明るい地域社会の形成に寄与することを目的に活動している。

8 企業防災の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

県、市、企業、商工会・商工会議所

(3) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、市民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市・県等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

このため、市及び民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

また、県は、事業継続マネジメント（BCM）の構築に資する事業継続計画（BCP）の構築支援など、地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

市町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第5節 調査・研究に関する計画

1 方針

市及び防災関係機関は、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、市内の危険箇所（資料編 ■災害危険箇所）を常時調査して実態を把握し、災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期する。

2 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害の原因並びに災害に対する措置等について科学的、技術的な調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

3 実施方法

調査研究の内容及び方法については、それぞれの実施機関において決定する。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え（活動体制の整備）

(1) 配備動員体制

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）とし、その移行時期、職員の参集基準、災害対策本部の設置場所等について、本計画第3章で定める。

また、本計画第3章において、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌を定め、班ごとに、事務処理の要領を定めた行動マニュアルを作成して、職員に周知するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

各実施部の部長は、災害対策本部が設置された場合における所掌事務等をあらかじめ所属職員に対して周知徹底させておくものとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

(2) 業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。また、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(3) 気象警報等の伝達体制

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 音声告知放送等による情報伝達

市は、音声告知放送（戸別受信機を含む。以下本節において同じ。）による伝達やインターネット、CATV等の情報ネットワークを活用し、多様な手段で、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

市は、住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、情報伝達システムの整備を促進するとともに、音声告知放送、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、広報車、サイレン、テレビ（C A T V含む）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、防災アプリ、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

(4) 市民等の避難誘導

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(5) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達関係

市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達について、電話、音声告知放送、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築と体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努める。また、市は放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

ア 市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

ウ 県は、発災時に安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

- ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。
- イ 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、防災行政無線、CATV網等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。
- ウ 市及び県は、災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、災害対策本部間の連絡を確保する。
- エ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。
この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。
- オ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。
- カ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。
- キ 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。
- ク 市は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。
- ケ 市は、中国総合通信局が所有する移動通信機器、FM放送局機器、移動電源車、ICTユニットの貸出、無線局開設の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

- ア 市は、平素から、市における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署として危機管理課を指定し、職員の指定及び配置を行うものとする。
- イ 市は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。
- ウ 市は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。
なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所及び指定避難所との競合を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

- ア 市は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に關係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結するなど、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国、県や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制

や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市は、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

イ 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 臨時ヘリポートの設定

ア 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、図のとおりである。

また、臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさける。

イ 臨時ヘリポートの準備

市は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期す。

(ア) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

(イ) 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

(ウ) 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

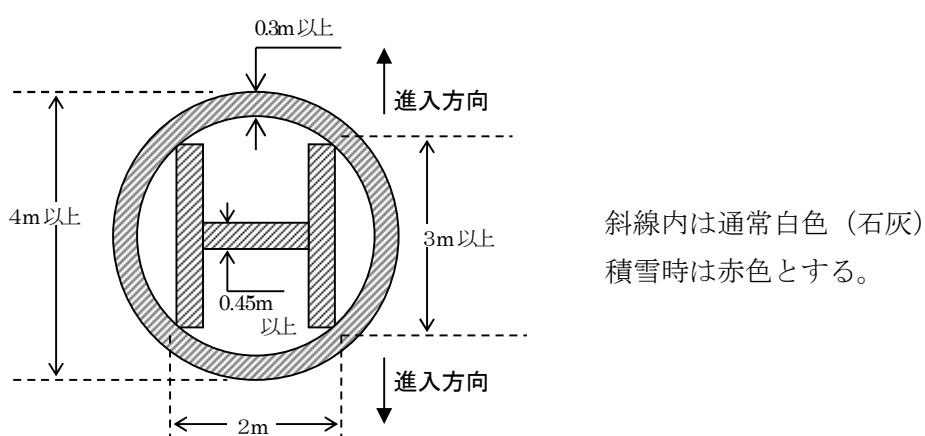
(エ) 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

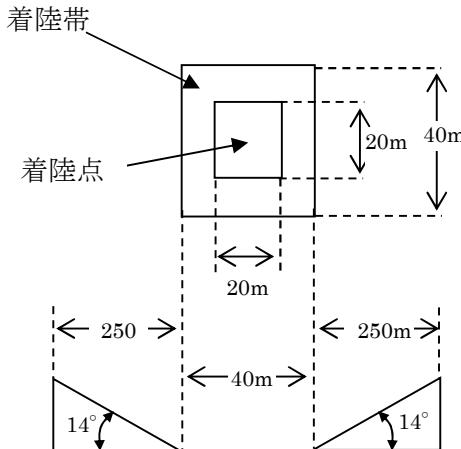
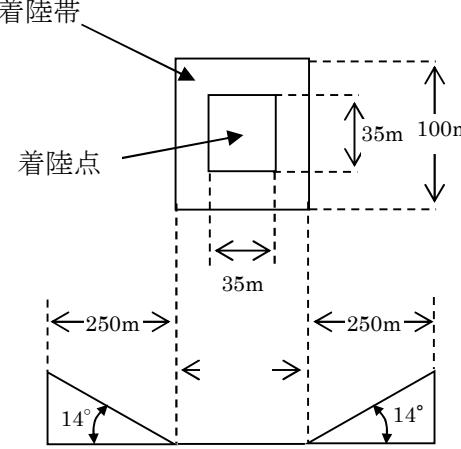
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

(オ) 着陸地点には下図を標準とした表示をする。

(カ) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

(キ) 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部及び施設等管理者に連絡する。



区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタ AW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365 N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365 N2</p>  <p>保安庁広島航空基地 シコルスキー S76D</p>	 <p>着陸帶</p> <p>着陸点</p> <p>20m 40m</p> <p>250m</p> <p>40m</p> <p>14°</p>
中型	<p>自衛隊ヘリコプター</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>	 <p>着陸帶</p> <p>着陸点</p> <p>35m 100m</p> <p>35m</p> <p>250m</p> <p>14°</p>

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動

市及び県は、災害の発生に備え、平常時から災害拠点病院・協力病院等の防災関係機関との連携体制を構築するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合は、県へ速やかに要請できるよう伝達手段を確立しておくものとする。

市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。災害拠点病院・協力病院は、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実及び非常時の通信手段の確保に努める。

災害が発生した場合には、災害の同時多発、道路・橋梁の損壊による交通障害、通信の不通等による救急医療活動の制約が予想されるため、組織的な応急活動が必要となる。このため、平素から市民の防災意識の高揚に努めるとともに、隣保共助による自主救護意識の啓発並びに家庭、企業及び自主防災組織等に対する応急救護知識の普及、技術の普及、啓発活動を積極的に推進する。

項目	応急救護知識の普及内容
応急救護能力の向上	ア 自主救護の必要性 イ 応急手当の重要性 ウ 観察要領 エ 救命に必要な応急手当 オ その他の応急手当
消防団の救護能力の向上	ア 応急手当の重要性 イ 応急手当の対象者とその必要性 ウ 救命に必要な応急手当 エ その他の応急手当

(2) 消防活動体制の整備

ア 市及び備北地区消防組合（以下「市等」という。）は、災害発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

市民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るために、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

災害により火災が発生したときは、市民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 災害発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

- (イ) 災害発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報公聴班の編成について定める。
- (ウ) 災害発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。
- (エ) 災害発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。
- (オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。
- (カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、市及び県、防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(3) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内にある消防施設の対策

消防施設は、災害時においても消防活動拠点として消防機能の喪失、停止があってはならない施設であることから、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内にある消防施設は、ハザードマップ等を考慮し、安全な区域への移転整備等を行う。

(4) 危険物等災害予防対策

事業所においては、災害の発生に備え、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市及び三次消防署はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を本節11「防災拠点施設に関する整備」のとおり選定する。

道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。(資料編「資料2-6-11 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図(北部建設事務所管内)」)

7 避難受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できる

よう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

市は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定める。

- ・宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請の準備
- ・宅地判定実施方法の決定等の基準
- ・初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- ・宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- ・判定資機材の調達、備蓄
- ・その他必要な事項

また、県は、市の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する

(3) 帰宅困難者対策

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるとともに、県が徒歩帰宅者支援等に関して締結している協定に含まれる市内の事業者等と帰宅困難者の支援についてあらかじめ検討するものとする。

(4) 孤立集落対策

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 指定避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ 音声告知放送、CATV網、衛星通信など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県の保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市は、県の保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

(6) 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して県や他市町と情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給

- ア 市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。(資料編「資料2-6-14 食料」)
- イ 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水

- ア 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努める。

応急給水や応急復旧のための手順や方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

緊急時の応急給水については医療機関等に配慮し、その中でも、災害拠点病院及び透析医療機関等に優先的に給水を行うものとする。(資料編「資料2-6-15 給水」)

- イ 市は、生活用水（飲用を除く）の水源を確保するため、緊急時に活用できる遊休井戸等の確保・管理に努める。

(3) 生活必需品等供給

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努める（資料編「資料2-6-16 寝具・衣類」）とともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送

市内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備えて、県へ民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達や救援物資輸送拠点の運営、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保に向けた体制を整備に努める。

県及び市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

9 燃料確保の備え

市は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、県が災害時における石油類燃料の確保等に関する協定に含まれる市内の関係事業者と、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送等についてあらかじめ検討しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

10 電源の確保

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

11 倒木等への対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

12 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

13 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

14 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

15 男女共同参画センター等との連携

基本編 第2章 災害予防計画

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

1.6 文教関係

(1) 避難計画の作成

市教育委員会および学校長は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

市教育委員会および学校長は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 園児・児童・生徒に対する防災教育

ア 市教育委員会は、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施について、公立学校の管理者を指導する。

イ 市立学校の管理者は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(4) 学校施設の耐震化

市は、文部科学省が定める施設整備基本方針に基づき、学校施設の耐震化は完了済みであるが、今後は、体育館等の付帯設備、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

(5) 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(8) 社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

1.7 防災拠点施設

(1) 県の防災拠点施設

県は、災害発生時における災害対策活動の拠点施設として、広島県防災拠点施設を整備している。また、防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点（救援物資輸送拠点および救援部隊集結拠点）として指定し、災害発生時に必要に応じて開設することとしている。

防災拠点種類	対象地域・箇所数など
広島県防災拠点施設	三原市本郷町善入寺 94-22
救援拠点	救援物資拠点 (陸上対応) 計 7 箇所 ○西部 : 3 箇所 ○中央部 : 1 箇所 ○東部 : 2 箇所 ○北部 : 1 箇所 (県立みよし公園)
	救援部隊集結拠点 警察、消防、自衛隊の各部隊について、 広島市、呉市、尾道市、福山市、三次市の各市周辺に 1 箇所ずつ設定

注：救援物資拠点は「陸上対応」のみ記載。ほかに「海上対応」11 箇所の指定がある。

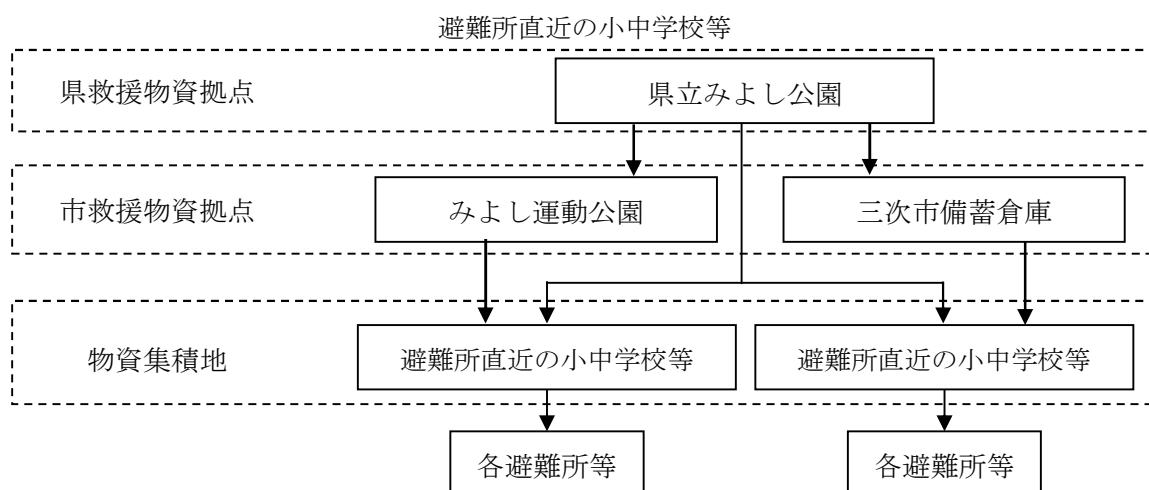
(2) 市の防災拠点施設

ア 救援物資輸送拠点

大規模災害時における救援物資輸送拠点は、みよし運動公園及び三次市備蓄倉庫とする。

大規模災害時には、県の救援物資拠点から市の救援物資輸送拠点に移送し、さらに物資集積地を経て各避難所等へ配分する。

図 大規模災害時の救援物資の流れ



イ 防災ステーション

防災ステーションとして、「防災センター」を指定する。防災センターの施設内容は以下のとおりである。

表 防災センターの概要

所 在 地	十日市東5丁目19番1号
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ○防災機能スペース（1階） <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議室、展示室 ・防災備品倉庫、備品倉庫 ○CATV局舎スペース（2階） <ul style="list-style-type: none"> ・通信施設
付帯施設	ヘリポート
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時 <ul style="list-style-type: none"> ・防災啓発・研修及び会議室 ○災害発生時 <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動を円滑に行うための活動拠点施設 ・現地対策の活動拠点、消防団員の待避場所等

1.8 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

防災関係機関は、風水害等の自然災害が発生した場合に、市民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

2 浸水想定区域等の指定

(1) 浸水想定区域の指定

ア 浸水想定区域の指定

県及び中国地方整備局は、周辺地域に住宅や要配慮者利用施設等、洪水時に避難を行うことが想定される者が居住・滞在する建築物や避難施設、避難路等の洪水時において避難の用に供する施設が存する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(ア) 水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川

中国地方整備局 10 河川

(市内河川：江の川、西城川、馬洗川、神野瀬川)

県 2 河川

(イ) 泛濫危険水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川

中国地方整備局 4 河川

県 61 河川

(市内河川：西城川、馬洗川、神野瀬川、北溝川、上下川、国兼川、美波羅川、布野川、板木川)

(ウ) その他の法河川

県 456 河川

(市内河川：59 河川)

イ 市地域防災計画で定めるべき事項

市は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次の事項を定める。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

(ウ) 避難訓練に関する事項

(エ) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市は、河川の整備計画規模を超える最大降雨を想定した浸水想定区域の避難体制の確立に向けて防災関係機関等と協議連携を図りながら、市民の生命を守るための具体的な行動計画について定める。

なお、洪水浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

- (オ) 施設の名称及び所在地
- (カ) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、住民等へ土砂災害の危険性を早期に周知するため、基礎調査結果を公表しなければならない。

県は、市の意見を聴取したうえで、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定しており、本市においても指定がある。(資料編「資料2-2-1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表」)

市は、土砂災害防止法等に基づき、警戒区域ごとに次の事項を定める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

イ 指定避難所、避難場所、避難経路の選定

土砂災害に対して安全な指定避難所、避難場所の選定。避難経路（経路として適さない区間）の明示や避難する方向の明示。指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

ウ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

エ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制。多様な伝達手段の整備と、住民への周知

オ 市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

土砂災害に係る避難訓練の実施時期・回数、訓練内容

カ 防災上の配慮を要する者が利用する施設

社会福祉施設、学校、医療施設など要配慮者利用施設のうち、急傾斜地の崩壊等が発生する場合の利用者の円滑な避難の確保が必要な施設の名称、所在地

キ 救助に関する事項

ク その他、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

3 ハザードマップの作成

市は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下、「浸水想定区域等」という。）を、浸水想定区域等、指定緊急、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資

料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- (1) 市計画に定めている洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (4) 浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

4 避難計画の作成

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

病院、学校、保育所、幼稚園、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市長が避難の勧告を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、市長と次のことについて協議して避難計画を作成しておく。

- ・避難実施責任者
- ・避難班の編成及び避難順位等
- ・誘導責任者及び補助者
- ・避難の要領、措置、注意事項等

なお、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

- ・学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- ・病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び避難路の選定・周知

市は、都市公園、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

また、洪水等の浸水想定区域内に所在する、構造等の要件に適合した施設を、施設を管理する団体等に承諾を得た上で、逃げ遅れた市民等が緊急一時的に退避する浸水時緊急退避施設として指定し、市民への周知を図るものとする。

(資料編「資料2-7-1 避難施設の状況」)

指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の選定に当っては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、市民の意見を取り入れた避難路の選定を図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

要配慮者のため特別に配慮がなされた福祉避難所の設置や、必要に応じて旅館やホテル等の借り上げ、区画された部屋を設けるなど、要配慮者にとって生活しやすい指定避難所の確保に努める

なお、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおりとする。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所の選定基準

(ア) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、市民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設・運営を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(イ) 指定避難所の指定・周知

市は、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、市民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

a 指定避難所

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図るものとする。

市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
- ・貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、通信機器等
- ・要配慮者にも配慮した施設・設備
- ・テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- ・食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
- ・必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

b 福祉避難所

(a) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(b) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(c) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(d) 指定緊急避難場所の選定基準

- ・避難者1人当たりの必要面積は、1m²以上を目安とする。
 - ・避難場所は、常に開放され、土砂災害、洪水による浸水などの危険のない場所とする。
- 施設の場合は、地震に対しても安全な構造とする。

基本編 第2章 災害予防計画

- ・要避難地区の全ての市民を収容できるよう配置する。

(エ) 指定避難所の選定基準

- ・被災者が滞在するために必要かつ適切な規模とし、避難者1人当たりの必要面積は、 2.0 m^2 を目安とする。
- ・原則として、自治会又は学区を単位として設置する。
- ・原則として、耐震・耐火構造の公共施設（学校、コミュニティセンター、福祉センター、図書館等）とする。
なお、既に指定された避難所で耐震基準を満たさない施設は、耐震工事を計画的に行うものとする。
- ・なお、これらの適当な施設を得難いときは、屋外に天幕の設営や旅館・ホテル等の施設への一時的な収容を考慮する。
- ・避難所は、土砂災害、洪水による浸水などの災害の影響が少ない場所とする。

イ 避難路の選定基準

(ア) 幅員

- ・避難路の幅員は原則として15m以上とする。
- ・ただし、これに該当する道路がない場合は、沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路を選定する。

(イ) 避難路選定の留意事項

- ・避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。
- ・避難路は、相互に交差しないものとし、できる限り複数の経路を決めておく。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の明示

指定緊急避難場所、指定避難所、避難路沿い等に誘導表示板、案内標識等を設置して、速やかに避難できるようにする。

エ 基幹避難所

基幹避難所とは、住民自治区域ごとに1施設ずつ指定する避難所をいう。

自主避難を促す場合や、高齢者等避難、避難指示などの避難情報の発令により、市が開設する。

オ 補助避難所

補助避難所とは、気象・災害・避難状況により、基幹避難所が開設された後、又は同時に基幹避難所を補完する目的で追加して開設する避難所をいう。

避難指示の発令により、市、自主防災組織又は両者が協同で開設する。

カ 広域避難場所

広域避難場所とは、地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地、学校のグラウンド等をいう。最終的な避難場所であるとともに、火災による輻射熱に対し有効な空地を有し、長期にわたる避難生活の可能な場所とし、今後指定などを検討する。

キ その他

洪水や土砂災害の避難行動時において市が開設した避難場所等への移動に危険が伴う場合に、堅固な建築物（集合住宅、立体駐車場など）の上層階等に緊急退避ができるよう、自主防災組織とも連携し、建築物の管理者や居住者等を交えた地域ぐるみの避難体制の確立に取り組む。

(3) 住民による身近な避難場所の選定

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所の他、地域住民が防災マップ作り等を通じて、自ら定める身近な避難場所（以下「地域避難場所」という。）の選定に協力し、地域の実情に応じた確実な避難の実施を図る。

地域避難場所は、地域（自主防災組織等）が指定し、市に届け出るものとする。

地域避難場所とは、気象の状況などに応じて、自主防災組織等、地域の方が自主的に開設運営する。

(4) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、自主防災組織及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県は、市が開設する避難所の運営体制を充実させるため、避難所運営マニュアルの作成に向け、必要な支援等を行うものとする。

ア 県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ 県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(5) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 病院、学校、保育所、幼稚園、工場、映画館、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なおこの際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(6) 避難情報等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、災害発生情報、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難勧告等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。市は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。

5 市民への周知等

県及び中国地方整備局は、洪水、土砂災害等による浸水想定区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備の支援に努める。

県、市及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条及び29条に基づき、地すべりなどの重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難のための立退きの勧告または指示の判断に資するため、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知し、併せて一般に周知する。

市は、作成したハザードマップ等を配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、市民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するよう努めるものとする。

6 指定避難所の整備

(1) 指定避難所等の施設・設備の整備

市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

- ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
- イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等
- ウ 要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備
- エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- オ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
- カ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物の受入や飼養について、担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。
- キ 指定避難所の電力容量の拡大
- ク 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(2) 避難行動要支援者への配慮

市は、風水害の際に自力で避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

(3) 指定管理者との協議

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(4) 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。

(5) 感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理監と福祉保健部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

7 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第8節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 方針

市は、災害発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から国及び県と連携し、災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておく。

2 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア 救助・救難用資機材
 - イ 消防用資機材
 - ウ 水防関係資機材
 - エ 陸上建設機械
 - オ 被災建築物応急危険度判定資機材
 - カ 被災宅地危険度判定資機材

3 実施方法

市は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

市の備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する。その際には、電気、ガス、通信、上下水道、下水道等市民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、

毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

ウ 県

原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

市は、物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

備蓄が不足する場合に備え、流通備蓄として協定を締結する。(資料編「資料2-6-6 災害時の応援協力協定等締結状況一覧表」)

(5) 備蓄場所

災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定し、備蓄倉庫の整備に努める。

市庁舎、各支所に整備済みの備蓄倉庫をはじめ、民間倉庫や、避難所となる学校、コミュニティセンター等にも可能な限り備蓄するよう努める。また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。(資料編 ■物資調達)

なお、医薬品等医療資機材については、災害拠点病院及び災害協力病院への備蓄を考慮する。

4 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。(資料編「資料2-6-14 食料」)

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料の備蓄に努める。

市は、県被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

アルファ化米、ビスケット、缶詰等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」(第3章第8節第1項)に基づく応急対策を円滑に実施するため、市および県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資

の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。(資料編「資料2-6-15 給水」)

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」(第3章第8節第2項)に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、備蓄に努めるものとする。

(資料編「資料2-6-16 寝具・衣類」)

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市は、県被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 生活必需品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク(飲料水等確保用)、ビニールシート(テント代用、雨漏防止)、簡易食器類、日用品セット等とする。

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」(第3章第8節第3項)に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発時において、「医療救護・助産計画」(第3章第5節第2項)に基づく応急対策を円滑に実施するために、市及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 陸上建設機械

市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

オ 被災建築物応急危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災宅地危険度判定資機材

市は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第9節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、高齢者、障害者、観光客、外国人、乳幼児、妊産婦及び車椅子利用者などのいわゆる要配慮者が犠牲になるケースが目立っている。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進する。

また、いわゆる避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 県は、県内に「避難指示」が発令された場合等、その他、(公財)ひろしま国際センターと県が協議して必要と認める場合に、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う。
- (2) 市は、避難場所、避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対し的確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。

- (3) 市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。
- (4) 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 避難体制の整備

県及び市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県、県関係団体等）と連携し、被災施設入居者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置ができるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市、社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物質及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

市は、県と連携して高齢者や障害者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

市は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、「三次市避難行動要支援者名簿に関する条例」（令和3年4月1日施行）及び同条例規則（以下「条例等」という。）に基づき、危機管理監と福祉保健部など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成、更新及び管理するもの

とする。

イ 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。

エ 作成した名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、条例等の定めにより、あらかじめ消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画

ア 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自主防災組織・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例等の定めにより、あらかじめ消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努め

るものとする。

キ 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ク 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

三次市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(資料編「資料2-9-1 避難行動要支援者関連施設一覧表」)

(2) 市長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第10節 大雪災害予防計画

1 方針

異常降雪時における災害発生を未然に防止し、被害の軽減を図るために、防災体制を強化し、整備の推進を図る。

2 実施事項

市は、次の事項について、事前の方策を検討し、関係機関相互の連携を事前に強化する。

(1) 道路交通の確保

異常降雪時には、交通、輸送のための道路の確保が被害防止及び軽減にとって特に重要である。道路の確保に当たっては、交通量、路線の重要性を勘案して、緊急確保路線を指定し、除雪計画を立案する。

(2) 主要食糧、生鮮食糧品、燃料等の確保

孤立地区の発生を予想して、県、広島農政事務所地域第三課、三次農業協同組合、生産者組合等と事前に協議し、販売業者、生産者等の協力を得て、米穀の確保、生鮮食糧品の確保、燃料の確保等必要な対策を立案する。

市民に対して、自主的な確保に努めるよう必要な広報及び指導を実施する。

(3) 医療措置

災害時における急患の緊急措置については、輸送体制(陸送及び空輸)、救急医療品の備蓄、医療の応急体制等について、県、備北地区消防組合消防本部及び県医師会・市医師会と十分協議し、必要な対策を講じる。

(4) 通信電力施設の確保

着雪による架線の切断、アンテナの倒壊等による帶電・通信の途絶対策については、市防災行政無線を有効に活用するほか、中国電力株式会社三次営業所・広島北電力所と協議し、必要な対策を講じておく。

(5) 水利

凍結によって水利の確保に支障の生ずることのないよう十分対策を講じる。

第11節 林野火災予防計画

1 方針

林野火災の発生を未然に防止し、また拡大及び被害を最小限に防止するため、防火愛林思想の徹底、監視、巡回体制の強化等防災体制の整備を図る。

2 市の状況

本市は、総面積の80パーセントを山林が占めており、春先の乾燥期には、火入れ・草焼き時等の不注意から林野火災の発生が多い。本市の山林は、急傾斜地であるうえに地衣類の繁茂が著しいため、ひと度山火事が発生すると消火活動も極めて困難となり、大規模火災となるおそれがある。

3 実施事項

- ・防火思想の徹底
- ・愛林思想の徹底
- ・野焼き・草焼き等の指導
- ・監視、巡回体制の強化
- ・消防施設の整備
- ・火災警報の発令と防火体制の強化

4 実施方法

(1) 広報活動

ア 「広報みよし」又は、音声告知放送、ケーブルテレビ及び広報車等により防火思想及び愛林思想の徹底を図る。

イ 乾燥注意報、強風注意報発表中には、音声告知放送、広報車による広報活動を強化し、火災警報発表による、野焼き、草焼きの禁止を図る。

(2) 監視体制

火災警報発表中は、出火防止に万全を期すため、監視・巡回を強化する。

(3) 林道

登山口等に山火事防止の標示板、立看板を設置する。

(4) 防火帯、防災道路の整備

防火帯の設置、防災道路の整備を図り、また管理を十分に行い火災の拡大防止を図る。

(5) 学校教育、社会教育

幼稚園、保育所、小・中学校の教育課程に防火、林野保護の教育を徹底する。また、社会教育活動、地域の集会等において防火思想の徹底を図る。

第12節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、市は被災住民の円滑な受け入れを実施する。

2 被災住民の受入

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

(2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。